

■養成所ニュースプラス第 18 号 2025□■

国家試験の受験申込が9月4日から始まっています。皆さん申し込みは済みましたか。修了見込証明書は対象者へ既に郵送していますが、届いていないという方は、すぐに養成所まで連絡をお願いします。

Plus Quiz は「貧困に対する支援」から「保護申請の要件」についての事例問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【37 回問題 98】事例を読んで、A さんに対する福祉事務所の現業員（社会福祉士）の対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事例〕

ホームレスの男性 A さん（55 歳）は 8 年前にギャンブルが原因で多額の借金をつくり、会社を辞めて、その後就労しないままホームレスとして生活していた。婚姻歴はあるが 30 歳の時に離婚して子どもは妻が引き取りその後音信はない。最近、体調も悪くなったため生活保護を申請したいと考え福祉事務所に来所した。長年のホームレス生活のため、収入、資産に関する書類は所有していない。

1. 居住地がないため居住地を定めてから保護申請するように説明する。
2. 稼働年齢層なので就労先を決めてから保護申請するように説明する。
3. ギャンブルによる多額の借金がある場合には保護申請はできないと説明する。
4. 収入、資産に関する書類がなくても保護申請は可能だとして、申請手続きについて説明する。
5. 保護申請に先立って、子どもへの扶養調査が必要だと説明する。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(36 期生) 該当者に対して修了見込証明書類一式をレターパックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、お名前等の表記に誤りがないか確認し、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

- ・(36 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(36-37 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 38 回国家試験は、令和 8 年 2 月 1 日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1581412&c=3246&d=99c7>
- ・第 38 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1581413&c=3246&d=99c7>
- ・第 38 回社会福祉士国家試験の受験申込受付が始まりました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1581414&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1581415&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1581416&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1581417&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1581418&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座 12 回／スクーリングでの皆さんの声から 2】

今回は、8 月のスクーリングを受講した皆さんの声から「模擬試験」について考えていきます。アンケートで模擬試験への関心を尋ねたところ、76%の皆さんが関心をもっている（かなり関心がある 27%、少し関心がある 49%）という回答でした。今回は、模擬試験の意味を今一度整理したいと思います。

○学力の客観的把握と計画作成

・苦手な問題と得意な問題の洗い出しが行えます。

・合格までにどのくらいの努力が必要かを具体的に検討できます。例えば、勉強時間を増やす、解答速度を上げる、勉強のやり方を修正する、スマホや呑み会を我慢する等。

○試験本番の予行練習

・会場型では、国試本番の雰囲気や時間、注意事項（例えば多機能のスマートウォッチなどは使えません。）、独特の緊張感が体験できます。また、在宅型でも問題用紙やマークシート、午前と午後の科目数の違い、時間配分、見直し時間の確保、疲労感が体験できます。

○模擬試験結果を活用できる

・模擬試験は、最新の傾向から作問される「今どき」の問題の宝庫と言われます。復習が弱点の補強になります。ある大学受験予備校は、正解したけれども不確かな問題や、間違った問題を「模擬試験自己採点時」と「1 週間後」に解き直すことを勧めています。

・返却資料に各問の正解率が示されていたら、外してはいけない問題と捨ててもよい問題を特定できます。そして、合格基準を上回るためにどの問題を得点していくかという作戦が立てられます。

「過去問トライアル」をスタートに勉強を進めている皆さんも多いと思います。11 月には模擬試験を受けてみませんか。今回は、モチベーション維持についてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

今回の問題は、単に知識を想起する問題と違い、保護申請権を侵害しない申請時の対応について理解を求めています。申請の場面では、生活保護の 4 つの原理のひとつ「無差別平等の原理」により保護請求権が保障されなくてはなりません。

相談者から申請書が提出され調査の同意が得られたら、保護の実施機関は資力調査等を行います。「保護の補足性の原理」の規定にあるように、申請者には、その利用し得る預貯金や不動産、稼働能力、扶養義務者による扶養、他法他施策等を、その生活維持のため活用することが優先され、それでも収入が最低生活費に満たない時、保護が適用されます。申請日から14日以内に保護の可否や種類、方法等を決定し書面で申請者に通知することになります。

令和5年度被保護者調査（2025（令和7）年3月公表）によると、保護率は前年並みの1.62%で、被保護実人員数は約202万人で前年よりわずかに減少したものの、被保護実世帯数は約7,000世帯増加し約165万世帯となりました。保護の申請件数は約2万件で、保護の開始理由は「貯金等の減少・喪失」がおよそ半数程度、保護の廃止理由は死亡が半数程度となっています。生活保護の動向は、第33・35回でも出題されているので、ここで大まかな傾向をつかんでおきましょう。

1. ×居住地がない場合は、現在地を管轄する福祉事務所が保護の実施機関となる（「現在地保護」）ので、居住地を定めてから申請するようという説明は適切ではありません。
2. ×稼働能力の活用は、保護に優先しますが、保護の申請要件ではありません。就労先を決めてから申請するようという説明は適切ではありません。
3. ×無差別平等の原則から生活困窮に至った理由を問わず保護されるものです。多額の借金がある場合には、申請ができないという説明は適切ではありません。ただし、保護費を借金返済に充てることは原則認められません。
4. ○保護申請時には収入、資産に関する書類の提出は義務付けられていないので、書類提出がなくても申請を受け付けることができます。原則として、申請者は書面により実施機関への申請を行います。
5. ×扶養義務者による扶養の可否等の扶養調査は保護申請受理後に行われます。保護申請に先立って、扶養調査が必要だという説明は適切ではありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus